消防署だより

松前消防署☎ 984–3404

設置状況などの調査を行います

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、全ての住宅で設置義務があります。しかし、町内の状況を見ると、まだまだ設置が進んでいません。この機会に、家の中の設置状況を見直してみましょう。

◉どうして設置しなければならないの

住宅用火災警報器が設置されている場合、設置されていない場合と比べ、死者は約 4 割減、焼損床面積、損害額はおおむね半減したという分析結果があります（消防庁）。火災が発生した初期の段階でその状況に気付き、逃げ遅れを防ぐため火災警報器は大切です。

◉町内の設置率は

平成 29 年 6 月時点の設置率は、次の通りです。

	全国	愛媛県	松前町
設置率	81.7%	81.2%	**58.8%**
条例適合率	66.4%	70.4%	**43.1%**

※設置率　条例に基づき設置している世帯と 1 個以上設置している世帯を合計した割合
※条例適合率　条例に基づき設置している世帯の割合

◉どこに設置すればいいの

・寝室　全ての寝室（就寝に使用する部屋）。
・階段　寝室がある階の階段（避難階を除く）。
※　寝室が 3 階にある場合は 1 階の階段に、寝室が 1 階で 3 階に居室がある場合は 3 階の階段に設置（2 階の階段に設置していればなくても可）。
※　1 つの階に 7㎡以上の居室が 5 部屋以上ある場合は、その階の廊下と階段に設置。
※　設置義務はありませんが、火を扱う台所もできるだけ設置しましょう。

◉どんな種類があって、どのように取り付けるの

【種類】
・煙感知式　煙を感知する。寝室や階段に設置。
・熱感知式　火災の熱を感知する。台所に設置。

【取り付け方】
・天井の場合　壁から 60 センチ以上離す。

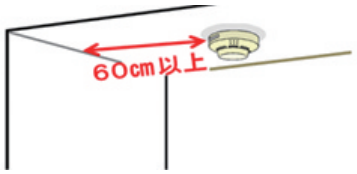

・壁の場合
警報器の中心が 15 ～ 50 センチ内の位置に取り付ける。

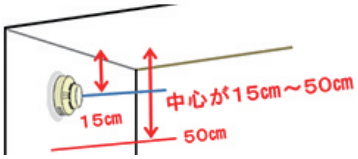

◉設置状況などの調査を実施

消防職員が訪問して聞き取り調査を行います。ご協力をお願いします。
▶実施期間　5 月 1 日㈫～ 5 月 20 日㈰
▶対象世帯　町内 70 世帯
▶目的
・未設置世帯への設置促進
・作動確認の方法の周知
・10 年を経過した警報機の交換の推進
（10 年が寿命といわれています）
▶その他　調査時は身分証を提示します。詳しくは、伊予消防等事務組合消防本部のホームページ（http://119iyo.jp/）を確認してください。